

第6期熊本市障がい福祉計画
第2期熊本市障がい児福祉計画

【概要版】

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

障がい福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がいのある方の地域生活を支援するために必要な「障害福祉サービス」や「相談支援」、「地域生活支援事業」並びに「障害児通所支援」等を提供するための体制を計画的に確保することを目的とした計画です。

国の基本指針に即し、本市における障がいのある方の現況やニーズ等を踏まえたうえで、数値目標の設定やサービスの需要の見込量を算出します。

2 計画の基本理念

次に掲げる基本理念に配慮して、障害福祉サービス等の円滑な実施を目指します。

- (1)障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2)障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3)入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4)地域共生社会の実現に向けた取組
- (5)障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6)障がい福祉人材の確保
- (7)障がい者の社会参加を支える取組

3 サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1)障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ①全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ②希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実
- ⑥依存症対策の推進

(2)相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ①相談支援体制の構築
- ②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③発達障がい者等に対する支援
- ④協議会(障がい者自立支援協議会等)の設置等

(3)障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ①地域支援体制の構築
- ②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③地域社会への参加・包容の推進
- ④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
 - ・重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実
 - ・強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実
 - ・虐待を受けた障がい児に対する支援体制の整備
- ⑤障がい児相談支援の提供体制の確保

4 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

(2) 他の計画との関係

国の基本指針及び熊本県障がい福祉計画との整合性を図るとともに、「熊本市総合計画」及び「熊本市障がい者プラン」をはじめ、「熊本市地域福祉計画」「熊本市子ども輝き未来プラン」「くまもとはつらつプラン」等の本市における分野別計画との整合を考慮のうえ策定します。

(3) 施設整備との関係

本計画に定めた数値目標やサービス見込量等を着実に達成するため、今後の社会情勢等を見据えつつ、真に緊急性・必要性があると認められる施設整備を計画的に進めます。

5 計画の対象者

この計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法に規定された以下の者をいいます。

- ① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者
 - ② 知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上である者
 - ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）のうち18歳以上である者
 - ④ 難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）であって18歳以上である者
- また、「障がい児」とは児童福祉法第4条第2項に規定する者をいいます。

6 計画期間

令和3年度から令和5年度の3年間です。

H27年度 (2015年度)	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
熊本市障がい者プラン				熊本市障がい者生活プラン				
⇒基本理念と施策の方向性を定める			(見直し)					(見直し)
第4期熊本市障がい福祉計画			第5期熊本市障がい福祉計画 第1期熊本市障がい児福祉計画		第6期熊本市障がい福祉計画 第2期熊本市障がい児福祉計画			
⇒数値目標と障害福祉サービス等の見込量を定める			(見直し)		(見直し)			(見直し)

7 計画の進行管理

計画に定めた事項については、毎年数値目標と活動指標の実績を把握し、「熊本市障害者施策推進協議会」等で分析・評価を行います。必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じることとします。

第2章 障がい者数等の現況

1 障害者手帳所持者数

単位：人

年度	2006 (H18)	2009 (H21)	2012 (H24)	2016 (H28)	2019 (R1)
身体障害者手帳	26,727	29,562	30,661	30,814	29,820
療育手帳	4,042	4,999	5,686	6,600	7,260
精神障害者保健福祉手帳	3,721	4,993	6,238	8,201	9,422
合計	34,490	39,554	42,585	45,615	46,502

※各年度末時点

2 発達障がい者支援センター相談支援件数

単位：件

年度	2012 (H24)	2014 (H26)	2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (R1)
相談支援件数(延べ)	1,703	1,889	3,317	3,845	3,563

※各年度末時点

3 特定医療費(指定難病)受給者証所持者数

単位：人

年度	2009 (H21)	2012 (H24)	2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (R1)
特定医療費(指定難病)受給者証所持者数(人)	4,509	5,302	6,187	5,702	5,967

※各年度末現在

4 障害福祉サービス支給決定者数

(1) 障害福祉サービス

単位：人

年度	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
実利用者数	4,701	4,742	5,007	5,073	5,246
支給決定者数(障がい者)	5,089	5,247	5,413	5,487	5,642
支給決定者数(障がい児)	551	576	568	578	566
支給決定者数(合計)	5,640	5,823	5,981	6,065	6,208

※各年7月時点

(2) 障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)

単位：人

年度	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
実利用者数	1,200	1,577	2,054	2,517	2,998
支給決定者数	1,477	1,850	2,315	2,835	3,635

※各年7月時点

5 障がい保健福祉施策関連事業費

単位：百万円

年度	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2018 (H30) →2019 (R1)
訪問系	843	834	908	969	1,004	35
日中活動系	7,253	7,521	8,031	8,268	8,631	363
居住支援系	2,035	2,097	2,216	2,311	2,434	123
相談支援	166	173	179	326	376	50
障がい児支援	1,186	1,858	2,798	3,362	4,160	798
地域生活支援事業	434	429	439	506	520	14
医療	4,951	4,755	4,701	4,969	4,985	16
施設整備関連	121	26	24	66	82	16
その他	1,303	1,095	1,231	1,153	1,155	2
合計	18,292	18,788	20,527	21,930	23,347	1,417

第3章 令和5年度(2023年度)の数値目標

障がいのある方の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、次の数値目標を設定します。目標値の設定にあたっては、国の基本指針に即し、本市の実情に応じた目標値を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者を基準として、令和5年度(2023年度)末において地域生活に移行する人の数について目標値を設定します。

また、地域生活への移行を推進する観点から、施設入所者の減少に関する目標値も設定します。

項目	目標値	考え方
障害者支援施設から地域生活への移行者数	47人	国の基本指針を踏まえ、令和元年度末時点の施設入所者数(784人)の6%を設定。
施設入所者数	771人	国の基本指針を踏まえ、令和元年度末時点の施設入所者数(784人)を1.6%削減した人数を設定。

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実【新】

障がいのある方の地域生活を支援する多様な機能を集約した地域生活支援拠点を整備します。

本市では、障がい者の高齢化・重度化、その家族の高齢化や「親亡き後」等を見据えて、地域における居住支援の機能(相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくり等)の強化に取り組めます。

また、熊本市が業務を委託する「熊本市障がい者相談支援センター」を地域生活支援拠点の中核として位置づけ、地域の関係機関等との連携強化に向けた取組み等を推進します。

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点の運用状況の検証等	年1回	国の基本指針を踏まえ、本市の地域生活支援拠点の機能の充実のため、毎年、熊本市障がい者自立支援協議会の中で運用状況の検証等を行い、今後の方向性等について検討する。

3 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度(2023年度)中に一般就労に移行する人の数について目標値を設定します。

また、この目標を達成するため、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及びB型事業における移行者数及び就労定着支援事業の利用者数等にかかる目標値等も設定します。

項目	目標値	考え方
就労移行支援事業所等を通じて一般就労する者の数	179人	令和元年度の一般就労への移行実績(140人)の1.27倍を設定
就労移行支援事業における利用者数	121人	令和元年度の一般就労への移行実績(93人)の1.30倍を設定
就労継続支援A型事業における移行者数【新】	53人	令和元年度の一般就労への移行実績(42人)の1.26倍を設定
就労継続支援B型事業における移行者数【新】	5人	令和元年度の一般就労への移行実績(4人)の1.23倍を設定
就労定着支援事業の利用者数【新】	125人	就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の目標値(179人)のうち7割を設定。
就労定着支援事業所ごとの就労定着率【新】	70.0%	市内の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数の割合を7割に設定。

4 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備等を推進するため、重層的な地域支援体制の構築及び重症心身障がい児等への支援体制の確保に関する令和5年度(2023年度)末までの目標値として、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を実施できる事業所数、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数及び放課後等デイサービス事業所数に関する目標を設定します。また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置に関する目標を設定します。

項目	目標値	考え方
児童発達支援センターの設置	5カ所 (各区に1カ所)	令和元年度末では3カ所設置であるが、目標値として各区に1カ所の設置を目指す。
保育所等訪問支援を実施できる事業所数	現状維持 (17カ所)	令和元年度末では17カ所設置と同じく目標値として現状維持(17カ所設置)を目指す。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	現状維持 (8カ所)	令和元年度末では8カ所設置と同じく目標値として現状維持(8カ所設置)を目指す。
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	12カ所	令和元年度末では9カ所設置であるが、目標値として12カ所の設置を目指す。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置(継続)	熊本市重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議において協議を行う。
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置【新】	5人	令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

5 相談支援体制の充実・強化等【新】

令和5年度(2023年度)末までに、障がいのある方が身近な地域で質の高い相談支援を受けられるように、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保等について目標値を設定します。

項目	目標値	考え方
総合的・専門的な相談支援の実施	34,000件	国の基本指針を踏まえ、障がい者相談支援センター(9カ所)の相談支援件数を設定。
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	100件	国の基本指針を踏まえ、障がい者相談支援センターが相談支援事業者に対して実施する後方支援の件数を設定。
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	10回	国の基本指針を踏まえ、障がい者相談支援センターが実施する研修の回数を設定。
地域の相談機関との連携強化の取組	20回	国の基本指針を踏まえ、障がい者相談支援センターが開催する区障がい福祉ネットワーク会議の回数を設定。

6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新】

令和5年度(2023年度)末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築等について目標値を設定します。

項目	目標値	考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	活用する	国の基本指針を踏まえ、県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修や市町村職員に対する研修等に参加する。
障害者自立支援給付審査支払等システム等による審査結果の共有	共有する	国の基本指針を踏まえ、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析し、その結果について事業所に周知するとともに、関係自治体と情報共有を図る場を設ける。
指導監査結果の関係市町村との共有	共有する	県が実施する指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の結果を本市が実施する実地指導や集団指導に活用するとともに関係自治体と情報共有する場を設ける。

第4章 障害福祉サービス等の必要量見込み

障害福祉サービスの必要量見込みに際しては、国の基本指針に即し、本市における過去の利用実績からの伸び、特別支援学校や当事者アンケート調査等により見込量を算出します。

サービス種別		単位	第5期・第1期 実績			第6期・第2期 計画			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問系サービス	居宅介護	人/月	804	823	834	845	856	867	
		時間/月	9,241	9,138	9,424	9,549	9,673	9,797	
	重度訪問介護	人/月	94	95	100	105	110	116	
		時間/月	12,392	12,410	13,480	14,154	14,828	15,637	
	同行援護	人/月	136	139	140	141	142	143	
		時間/月	2,060	2,188	2,198	2,214	2,229	2,245	
	行動援護	人/月	14	14	12	12	12	12	
		時間/月	188	184	184	184	184	184	
	重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0	
		時間/月	0	0	0	0	0	0	
	日中活動系サービス	生活介護	人/月	1,409	1,452	1,475	1,498	1,521	1,544
			人日/月	27,238	28,131	28,615	29,061	29,507	29,954
自立訓練（機能訓練）		人/月	20	20	22	25	28	31	
		人日/月	281	316	315	358	400	443	
自立訓練（生活訓練）		人/月	66	86	98	112	128	146	
		人日/月	1,060	1,270	1,578	1,803	2,061	2,351	
就労移行支援		人/月	185	196	212	229	247	267	
		人日/月	3,109	3,193	3,498	3,779	4,076	4,406	
就労継続支援（A型）		人/月	1,033	1,002	967	932	897	862	
		人日/月	20,189	19,602	18,857	18,174	17,492	16,809	
就労継続支援（B型）		人/月	1,162	1,245	1,318	1,391	1,464	1,537	
		人日/月	19,706	20,923	22,406	23,647	24,888	26,129	
就労定着支援		人/月	5	51	70	89	107	125	
療養介護		人/月	204	207	210	213	216	219	
		人日/月	6,151	6,281	6,363	6,454	6,545	6,636	
短期入所（福祉型）		人/月	226	230	248	267	288	310	
		人日/月	896	920	992	1,068	1,152	1,240	
短期入所（医療型）		人/月	48	49	53	57	62	67	
	人日/月	218	224	239	257	279	302		

サービス種別		単位	第5期・第1期 実績			第6期・第2期 計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居住系サービス	自立生活援助	人/月	0	2	2	3	4	5
	共同生活援助	人/月	734	763	785	808	831	855
	施設入所支援	人/月	776	778	776	774	772	771
相談支援	計画相談支援	人/月	1,089	1,197	1,275	1,358	1,446	1,540
	地域移行支援	人/月	1	2	3	4	6	8
	地域定着支援	人/月	1	1	2	3	4	6
障がい児支援	児童発達支援	人/月	901	1,043	1,179	1,315	1,451	1,587
		人日/月	6,611	8,054	8,489	9,468	10,447	11,426
	医療型児童発達支援	人/月	2	2	2	2	2	2
		人日/月	6	5	6	6	6	6
	居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	3	3	3
		人日/月	0	0	0	3	3	3
	放課後等デイサービス	人/月	1,639	1,933	2,237	2,541	2,845	3,149
		人日/月	21,040	24,917	28,410	32,271	36,132	39,992
	保育所等訪問支援	人/月	39	56	82	120	176	258
		人日/月	57	84	115	168	246	361
	障害児相談支援	人/月	731	839	954	1,085	1,234	1,403
	福祉型障害児入所施設	人/月	54	43	49	49	49	49
	医療型障害児入所施設	人/月	45	39	42	42	42	42
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	人	0	0	0	5	5	5	

サービス種別		単位	第5期・第1期 実績			第6期・第2期 計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発達障がい者支援	発達障がい者支援地域協議会の開催数	回/年	1	1	1	1	1	1
	発達障がい者支援センターによる専門的な相談支援件数	件/年	3,845	3,563	3,500	3,400	3,350	3,300
	発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	件/年	53	51	52	53	54	55
	発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修会等開催回数	回/年	54	100	30	100	100	100
	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	469	383	231	520	576	632
	ペアレントメンターの人数	人/年	0	0	0	0	0	3
	ピアサポートの活動への参加人数	人/年	478	398	243	540	596	652
精神障がい者支援	保健・医療福祉関係者による協議の場の設置	回/年	11	9	11	15	15	15
	保健、医療、福祉、介護、担当者、家族等の関係者の参加者人数	人/年	488	356	196	295	295	295
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	回/年	3	3	3	8	8	8
	ピアサポート活用に係る事業	人/年	25	31	21	25	25	25
	精神障がい者の地域移行支援利用者数	人/年	2	6	6	7	11	15
	精神障がい者の地域定着支援利用者数	人/年	1	1	5	5	6	9
	精神障がい者の共同生活援助利用者数	人/年	279	275	290	299	307	317
精神障がい者の自立生活援助利用者数	人/年	0	2	3	8	8	8	
子ども・子育て支援	保育園 【 】…手帳所持者数	人/年	242 【53】	256 【83】	249 【89】	249 【75】	249 【75】	249 【75】
	認定こども園 【 】…手帳所持者数	人/年	111 【21】	133 【54】	108 【45】	117 【40】	117 【40】	117 【40】
	放課後児童健全育成事業 【 】…手帳所持者数	人/年	323 【76】	370 【85】	307 【79】	338 【81】	340 【82】	340 【82】

《 留意事項 》

※令和2年度は実績見込み

個別の単位については、以下のとおりです。

- ① 「時間/月」・・・月間のサービス提供時間
- ② 「人/日/月」・・・「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」
- ③ 「人/月」・・・月間の利用人数

第5章 地域生活支援事業の必要量見込み

地域生活支援事業は、障がいのある方の地域における自立した日常生活又は社会生活を支援するため、地域の実情に応じた事業形態で、市町村や都道府県が実施するものです。事業の内容によって各年度の見込量を設定し、計画的な実施に取り組みます。

サービス種別	単位	第5期・第1期 実績			第6期・第2期 計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 理解促進・研修啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
2 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
3 相談支援事業							
障がい者相談支援事業	カ所数	9	9	9	9	9	9
基幹相談支援センター	設置の有無	検討	検討	検討	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
4 成年後見制度利用支援事業/成年後見制度法人後見支援事業							
成年後見制度利用支援事業利用件数(申立費用助成)	人/年	12	17	15	18	18	18
成年後見制度利用支援事業利用件数(報酬助成)	人/年	22	26	32	33	38	43
成年後見制度法人後見支援事業(法人後見協力員数)	人/年	2	4	6	8	9	11
5 意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	件/年	2,321	2,392	1,839	2,464	2,538	2,614
要約筆記者派遣事業	件/年	212	219	206	215	215	215
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	件/年	-	-	-	検討	検討	検討
手話通訳者設置事業	人	6	6	6	6	6	6
6 日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	件/年	39	43	51	60	71	84
自立生活支援用具	件/年	107	116	111	106	101	96
在宅療養等支援用具	件/年	74	81	82	83	84	85
情報・意思疎通支援用具	件/年	168	197	205	213	222	231
排泄管理支援用具	件/年	12,188	12,484	12,721	12,963	13,209	13,460
居宅生活動作補助道具(住宅改修費)	件/年	8	12	13	14	15	16
7 手話奉仕員養成研修事業	人/年	30	13	0	35	35	35
8 移動支援事業	人/月	61	49	74	88	104	123
	時間/月	500.5	450.5	614	730	863	1,021
9 地域活動支援センター機能強化事業							
地域活動支援センター(I型)	カ所数	6	6	6	6	6	6
	人/日	106	102	90	120	120	120
地域活動支援センター(II型)	カ所数	1	1	1	1	1	1
	人/日	10	14	10	15	15	15
地域活動支援センター(III型)	カ所数	1	1	1	1	1	1
	人/日	10	12	7	10	10	10

サービス種別	単位	第5期・第1期 実績			第6期・第2期 計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
10 発達障がい者支援センター運営事業	カ所数	1	1	1	1	1	1
	人/日	3	3	4	3	3	3
11 障害児等療育支援事業	カ所数	5	5	5	5	5	5
12 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
手話通訳者養成研修事業	人/年	22	28	0	32	32	32
要約筆記者養成研修事業	人/年	8	6	4	7	7	7
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	人/年	6	5	6	6	6	6
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	人/年	-	-	-	検討	検討	検討
13 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	件/年	199	181	200	193	193	193
14 日中一時支援事業	人/月	119	59	110	103	97	91
15 福祉ホーム事業運営費助成 ()内は市内にある施設数	カ所数	3 (0)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
	人	5	4	4	4	4	4
16 訪問入浴サービス事業	人/月	15	20	19	19	19	19
17 生活支援事業（視覚障がい者の生活訓練）	人/年	94	86	90	90	90	90
18 障がい者スポーツ大会	実施の有無	有	有	無	有	有	有

※令和2年度は実績見込み

サービス見込量等確保のための方策

障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、地域生活支援事業等の見込量等を確保するための方策を定めます。

1 訪問系サービス

- 訪問系サービスは、利用者の生活に直結し、必要不可欠なものであるため、良質な人材確保のため、適正な報酬単価の設定について国へ働きかけるほか、集団指導や実地指導等の機会をとらえて処遇改善加算等の取得を促進します。

2 日中活動系サービス

- 就労継続支援B型、生活介護については、利用者数の増加が予想され、総量規制対象のサービスでもあるため、計画的に事業所の指定を行い、提供体制を確保していきます。
- 医療型短期入所については、利用者の増加が見込まれるため、補助事業等を活用し、提供体制の確保に努めます。

3 居住系サービス

- 障がい者の状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう適切なサービスの支給や住まいの確保に努めます。
- 福祉施設の入所者の地域生活への移行を推進する観点から、施設整備助成による日中サービス支援型グループホームの拡充や、自立生活援助への事業所の新規参入や利用促進を図ります。

4 相談支援

- 相談支援については、利用者の増加が見込まれることから、研修の実施主体である県とも連携をとりながら、サービス等利用計画の作成を行う事業者の拡充を図り、提供体制を整備します。
- 全ての指定事業所において適切な支援が提供できるよう、適正な報酬単価の設定について継続的に国へ働き掛けていきます。
- 障がい者相談支援センターによる後方支援の強化、実地指導や事業所指定等の場をとらえて相談支援事業への参入を勧奨するなどにより、事業者及び相談支援専門員の確保に努めます。

5 障害児通所支援

- 障害児通所支援における利用量は他のサービスに比べても著しい増加が見込まれるため、必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めます。
- 児童発達支援センター機能強化事業や実地指導等を通じ、療育の質の確保・向上を目指します。
- 放課後等デイサービスにおける重症心身障がい児を対象とする事業所の拡充を図るため、施設整備等の補助事業を活用するなどサービス提供の体制整備を図ります。

6 障害児相談支援

- 相談支援については、利用者の増加が見込まれることから、研修の実施主体である県とも連携をとりながら、サービス等利用計画の作成を行う事業者の拡充を図り、提供体制を整備します。
- 全ての指定事業所において適切な支援が提供できるよう、適正な報酬単価の設定について継続的に国へ働き掛けていきます。
- 障がい者相談支援センターによる後方支援の強化、実地指導や事業所指定等の場をとらえて相談支援事業への参入を勧奨するなどにより、事業者及び相談支援専門員の確保に努めます。

7 障害児入所支援

- 障がい児が必要な支援をうけることができるように、受入可能な施設の確保に努めます。

8 医療的ケア児等コーディネーターの配置

- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を、今後も継続して年に1回開催し、専門的な人材の養成を図ります。
- 養成研修修了者に対して、実践を踏まえたさらに専門的な研修を実施し、5名の配置を目指します。

9 発達障がい者等に対する支援

- 発達障がい者支援地域協議会を開催し、発達障がい児者への支援に向けた関係機関との連携を図ります。
- 発達障がい者支援センターの職員の支援力を強化するために人材育成を計画的に行い、事業の遂行に努めます。
- 身近な地域で保護者を支援する体制を整えるために、研修会の開催や支援機関との連携により計画的に支援者を育成し、支援プログラム等の普及を図ります。

10 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新】

- 精神保健福祉連絡協議会や精神障がい者地域移行支援部会(全体部会・区部会)等の保健、医療及び福祉関係者等による協議の場を定期的で開催し、精神障がい者の地域移行・地域定着に必要な地域体制の整備と関係機関の連携による重層的な支援体制の推進を図ります。

11 子ども・子育て支援事業の提供体制の整備

- 保育所等訪問支援により障がい児の保育所等の受入れ促進を図るなど、子育て支援施策との緊密な連携により障がい児支援の体制づくりに積極的に取り組み、地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進を図ります。

12 地域生活支援事業

- 障がいのある方の地域における日常生活及び社会生活を支援するため、各事業について必要に応じ見込量確保のための方策を定め、計画的な実施に取り組みます。